

## 第1章

上位計画等



## 第1章 上位計画等

ここでは、本市における最も上位の計画となる盛岡市総合計画などと、都市計画マスタープランとの関係について整理します。

### 1. 盛岡市総合計画

市は、平成 16（2004）年度に策定した盛岡市総合計画「盛岡市総合計画～共に創る元気なまち県都盛岡」に基づき、「人々が集まり・人にやさしい・世界に通ずる元気なまち盛岡」を将来像に掲げ、その実現に向けて総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきましたが、平成 26（2014）年度をもって計画期間を満了したことから、人口減少や少子化・高齢化社会の進行、東日本大震災を契機とした安全・安心に対する意識の高まりなど、社会情勢の変化などを見据え、長期的な観点に立った市のまちづくりの指針となる平成 27（2015）年度からの盛岡市総合計画を策定しています。

この盛岡市総合計画は、長期の構想である「基本構想」（目標年次：平成 37 年（令和 7 年））と基本構想に定める将来像を具体化するための「実施計画」とで構成されています。

「基本構想」は、人口減少・少子化・高齢化社会の進行、経済のグローバル化、高度情報化社会の進展、地域コミュニティの活力低下への懸念、安全・安心に対する意識の高まりなど社会経済の大きな変化を受けて、市民と行政が一体となってまちづくりに取り組むに当たり、長期的な観点に立ち、社会情勢の変化などを見据えながら、本市の実現しようとする将来像及びその実現に向けて展開する市政の各分野における施策を体系的に示しています。

#### 盛岡市基本構想(抜粋)

##### ■まちづくりの目標(目指す将来像)

「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡」

##### ■基本目標

- ・人がいきいきと暮らすまちづくり
- ・盛岡の魅力があふれるまちづくり
- ・人を育み未来につなぐまちづくり
- ・人が集い活力を生むまちづくり

盛岡市都市計画マスタープランは、盛岡市総合計画に即し、本市の都市計画に関する基本方針を定めています。

## 2. その他上位計画等

### (1) 盛岡広域都市計画区域マスタープラン

盛岡広域都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）は、都市計画法第6条の2の規定に基づき、都市計画区域毎に都道府県が定める都市計画の総合的な方針であり、盛岡市、滝沢市及び矢巾町の3市町を対象とする盛岡広域都市計画区域における基本的な方針として、「市街化区域と市街化調整区域との区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針」を定めるとともに、「都市計画の目標」及び「土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」を定めるよう努めるものとされており、都市計画区域について定められる都市計画は、この方針に即したものとすることとされています。

### (2) 国土利用計画盛岡市計画

国土利用計画盛岡市計画は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第2条に規定する国土利用の基本理念の下に、同法第8条第1項の規定に基づき、本市の区域における国土（市土）の利用に関し必要な事項について定めるものとして、平成10（1998）年3月に当初策定し、平成22（2010）年2月に改訂しています。

盛岡市都市計画マスタープランは、国土利用計画盛岡市計画における市土の総合的、計画的な土地利用を進める指針に即し、本市の都市計画に関する基本方針を定めています。

### (3) 盛岡市人口ビジョン

盛岡市人口ビジョンは、人口減少や少子化・高齢化が今後も進行する社会情勢を踏まえ、本市の人口の現状を分析し、将来の展望を示すものとして平成27（2015）年10月に「第1期盛岡市人口ビジョン」を策定し、令和2（2020）年3月に「第2期盛岡市人口ビジョン」を策定しています。

### (4) 盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略

盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」に基づき、市町村において、まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向を総合戦略として定めることが努力義務とされたことを受け、平成27（2015）年10月に「第1期盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、令和2（2020）年3月に「第2期盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

この戦略は、市の人口の現状分析と将来展望を示した「盛岡市人口ビジョン」を踏まえ、盛岡市総合計画に即し、本市の今後5年間の人口対策に係る戦略や具体的な取組を取りまとめたものです。

盛岡市都市計画マスタープランは、これら人口対策に係る市の計画の基本的方向性を確認しながら、本市の都市計画に関する基本方針等を定めています。

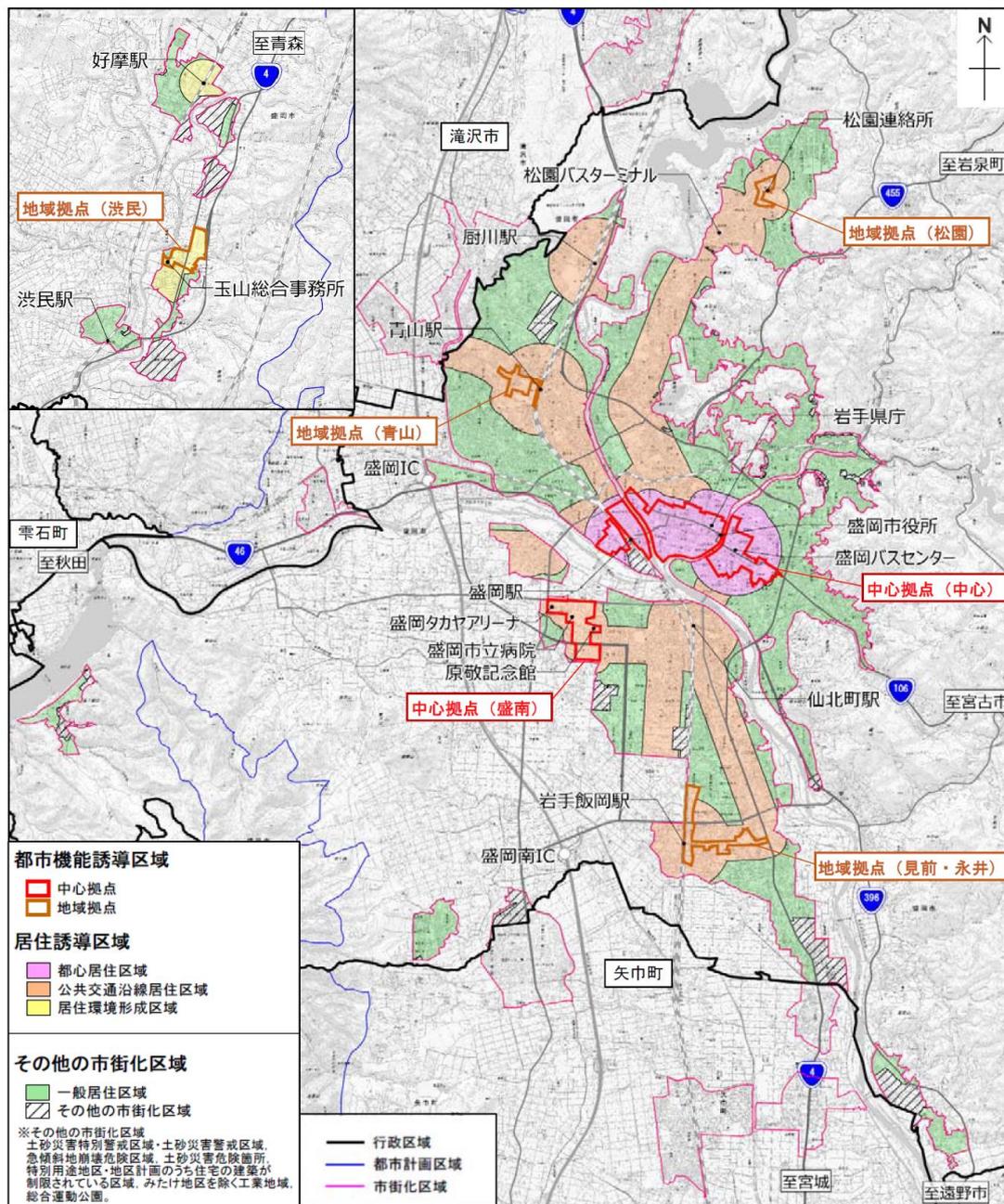
### 3. 関連計画等

#### (1) 盛岡市立地適正化計画

盛岡市立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 81 条第 1 項の規定に基づく「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」であり、市の都市計画マスタープランの一部として、持続可能で機能的な都市構造を確保するために、居住や都市機能の立地を促進する区域等を示すものです。

立地適正化計画制度は、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた市町村の取組を促進するために、平成 26 (2014) 年の都市再生特別措置法の改正により創設された制度であり、この計画は、盛岡市都市計画マスタープランに即して、令和 2 (2020) 年 3 月 31 日に策定しています。

図 誘導区域等



出典：電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成

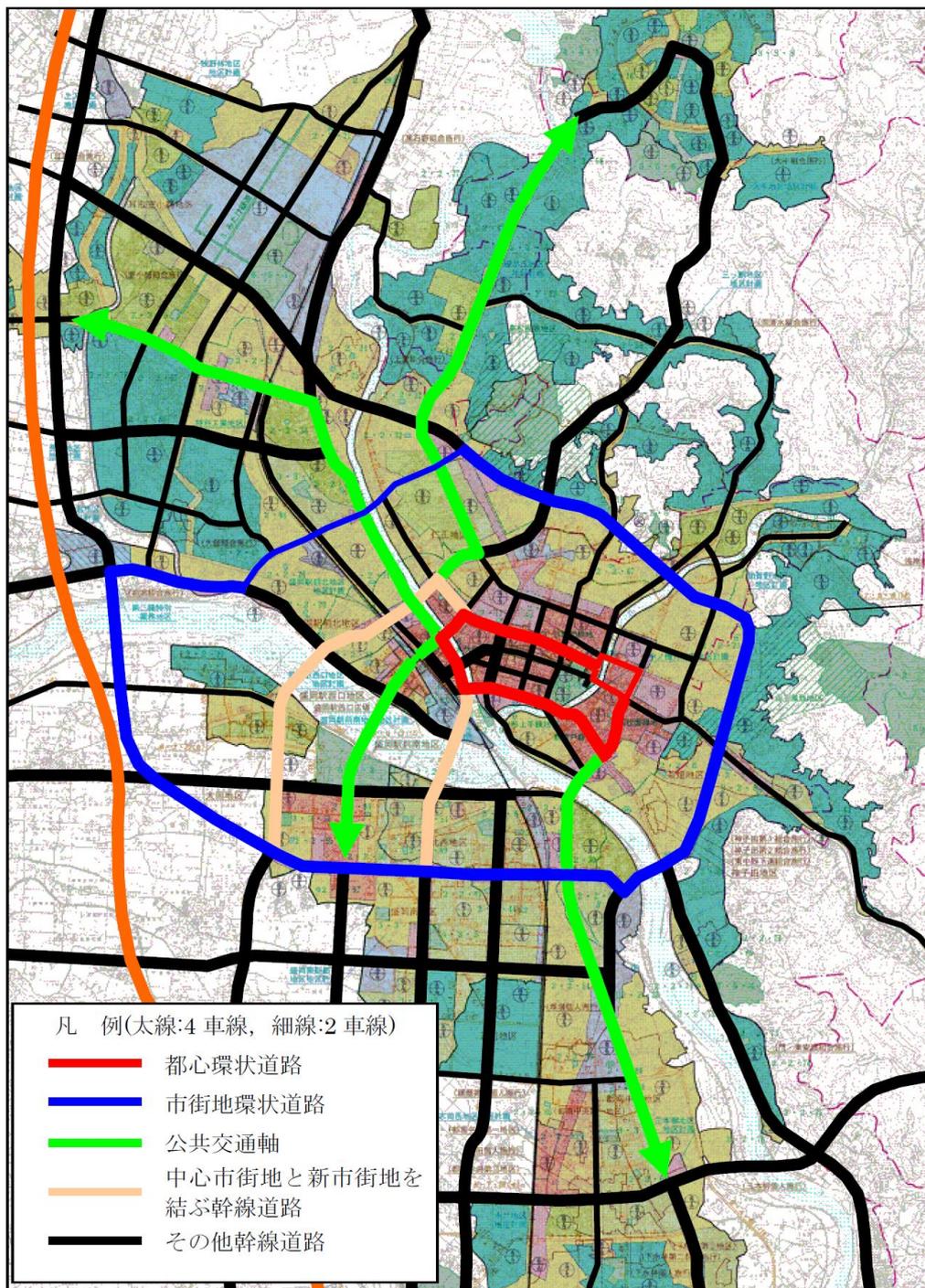
※盛岡市立地適正化計画 令和 5 年 3 月第 2 回変更(防災指針編の追加)に伴い、一部の区域を変更しています。(詳細は「立地適正化計画 令和 5 年 3 月第 2 回変更」をご確認ください。)

## (2) もりおか交通戦略(将来道路網計画)

もりおか交通戦略は、盛岡市総合交通計画（平成 30（2018）年 7 月改訂）における「自家用車利用を抑制し、公共交通や自転車への転換を図る」という基本方針の実現化に向け、「歩いて楽しむ中心市街地の形成」や「公共交通軸の充実・強化」を図ることを目的とし平成 21（2009）年 7 月に策定しています。

この計画では、徒歩や自転車で移動しやすく、主要な地域から公共交通で訪れやすい中心市街地の形成を目指すこととしている交通戦略の施策を支える将来道路網の形成を図るため、将来道路網計画を次のとおり定めています。

図 もりおか交通戦略(将来道路網計画図)



### (3) 盛岡市地域公共交通網形成計画

盛岡市地域公共交通網形成計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 41 号）に基づき、「盛岡市にとって望ましい公共交通網の姿」を明らかにするマスタープランとして、もりおか交通戦略に即し、令和元（2019）年 11 月に策定しています。

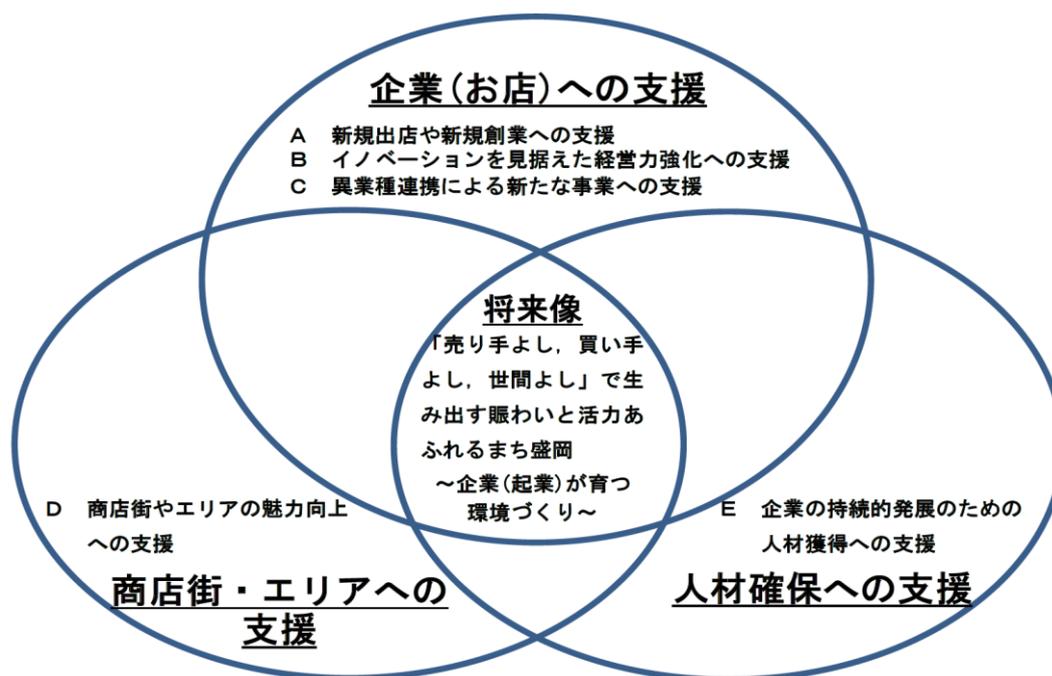
この計画では、鉄道、路線バス、タクシーなどの公共交通手段を適切に選択し組み合わせることや、市民、交通事業者、行政などの関係者の連携により地域のニーズに合わせた効率的で持続可能な地域公共交通網の形成を図ることとしており、令和 2（2020）年 3 月に策定した盛岡市立地適正化計画と連携しながら、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現を図ることとしています。

### (4) 盛岡市商業振興ビジョン

盛岡市商業振興ビジョンは、盛岡市総合計画において掲げた、目指す将来像である「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡」の実現に向け、商業・サービス業の振興に関する基本的な方針及び計画として平成 30（2018）年 3 月に策定しました。

この計画では、目指すべき将来像を『「売り手よし、買い手よし、世間よし」で生み出す賑わいと活力あふれるまち盛岡～企業（起業）が育つ環境づくり～』とし、5つの基本方針と 35 のアクションプランを掲げ、商業・サービス業の振興施策の展開を図ることとしています。

図 盛岡市の商業振興の概念図

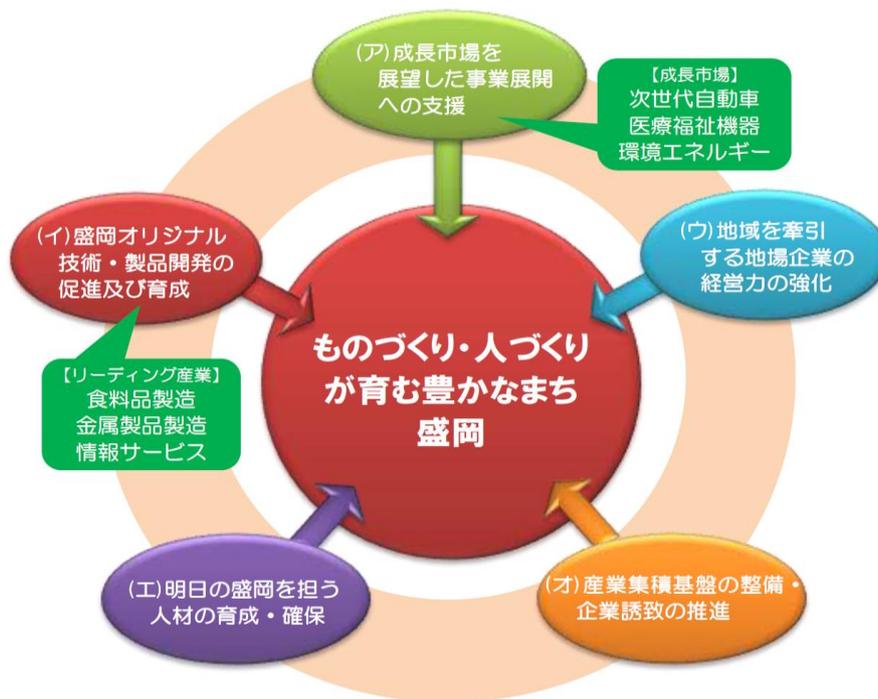


## (5) 盛岡市工業振興ビジョン～盛岡ものづくり戦略～

盛岡市工業振興ビジョンは、盛岡市総合計画における基本構想の実現のため、市の工業分野における具体的計画として平成 25（2013）年 3 月に策定しています（平成 30（2018）年 3 月改訂）。

この計画では、目指す姿（将来像）を「ものづくり・人づくりが育む豊かなまち盛岡」とし、その柱として 5 つの施策推進方針と実現化のための 39 のアクションプランを掲げ施策展開し、工業の振興を図ることとしています。

図 盛岡市の工業振興の概念図



(盛岡市工業振興の概念図)

また、いわて県民計画（2019～2028）長期ビジョンのアクションプランのひとつとして「北上川バレープロジェクト」が位置づけられ、北上川流域の強みを生かした産業振興・生活環境の更なる充実と産業分野生活分野への第 4 次産業革命技術の導入の促進と新たな技術を拓く人材の育成を目指し、産業の集積や人材育成の取り組みを推進することとしています。

この具体化を図るため、県央地区と県南地区の広域連携をはじめ、県内各地域の特色ある発展をめざすとともに、全県に人材やイノベーションなどの産業資本の波及を促進し、付加価値を高めることを目的に、企業誘致や成長産業の育成支援、物流拠点の整備と機能強化及び中心市街地活性化に向けた支援に関する事など、岩手県と市との間で産業振興の連携に関する協定を締結しています。

## (6) もりおか農業・農村振興ビジョン 2030

もりおか農業・農村振興ビジョン 2030 は、地域の実情に対応した施策の展開とともに、農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と農業生産基盤の強化などの課題解決が望まれていること等を踏まえ、本市農業のビジョンを明確にし、都市近郊型の農業と活力ある農村を実現するための指針として、令和3（2021）年3月に策定されています。

### ■ ビジョンの目指す姿

農業・農村が輝き 世界とつながる「もりおかの食と農」

### ■ ビジョンの基本方針

- I 農業の持続的な発展
- II 活力ある農村の振興
- III 食と農がつなぐ笑顔あふれる地域の創造

